

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式等 の運用

(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)

平成 2 7 年 5 月

○はじめに

近年、ダンピング受注の発生等により公共工事と同様に調査・設計等の業務の品質確保に対する懸念が高まってきたため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において「公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容とすることが必要」と位置づけられた。

建設コンサルタント等業務については、主としてプロポーザル方式と価格競争の2つの調達方式で実施してきたところであるが、これらの背景を受け、平成19年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

総合評価落札方式及びその導入を踏まえたプロポーザル方式の運用を定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が平成21年4月20日に通知された。

これを受け、九州地方整備局が発注する建設コンサルタント業務等のうちプロポーザル方式及び総合評価落札方式について、透明性・公平性の確保をより一層図るとともに、業務特性に応じた運用を図ること、及び実務者の業務の円滑な執行に資することを目的に建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の現状の考え方をまとめ、平成27年3月には、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改定がなされ、現状の考え方についても「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用（H23.11.2、H24.4.2改訂、H25.4.1改訂、H26.4.1改訂）、H26.5.19改訂）」を今回一部改訂する。

なお、今後も内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行なうこととする。

目次

1. 発注方式の種類と概要について	・・・ 1
2. 手続きの実施手順について	・・・ 3
3. 入札契約方式の選定について	・・・ 6
4. 設計共同体について	・・・ 14
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	・・・ 15
6. プロポーザル方式における要件設定と審査について	・・・ 18
7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	・・・ 27
8. 履行体制確認型総合評価落札方式について	・・・ 40
9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	・・・ 43
10. その他の留意事項	・・・ 45

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式(指名段階での技術評価) 技術者評価重視型の場合 【予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着目点		判断基準
	資格要件	専門技術力	
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	<p>技術者の資格を下記の順位で評価する。</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当しない場合】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)</p> <p>・技術士 建設部門又は〇〇部門</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】</p> <p>②・RCCM</p> <p>・博士(工学)</p> <p>【注:博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】</p> <p>③・地質調査士 【注:地質調査業務の場合は追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(1級) 【注:土木関係分野の場合は追加する。】</p> <p>・コンクリート診断士 【注:コンクリート構造物の維持・修繕の場合は追加する。】</p> <p>・土木鋼構造診断士 【注:鋼構造物の維持・修繕の場合は追加する。】</p> <p>④なお、上記以外の場合は適定しない。</p> <p>【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p> <p>【国土交通省技術者資格登録簿に該当する場合】</p> <p>①・技術士 総合技術監理部門(建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目)</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】</p> <p>・技術士 建設部門又は〇〇部門</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする】</p> <p>・博士(工学)</p> <p>【注:博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。地質調査業務については、理学、学術を追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(特別上級、上級) 【注:土木関係分野の場合に設定】</p> <p>②国土交通省登録技術者資格</p> <p>③・RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録されている部門を除く)</p> <p>・地質調査士 【注:地質調査業務の場合は追加する。】</p> <p>・土木学会認定技術者(1級) 【注:土木関係分野の場合は追加する。】</p> <p>④なお、上記以外の場合は適定しない。</p> <p>【注:測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】</p>
	専門技術力	業務執行技術力 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容(照査技術者として従事した業務は除く)	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>②平成〇〇年度以降に類似業務の実績がある。</p> <p>なお、上記以外の場合は指名しない。</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
		当該部門従事期間	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が〇年以上</p> <p>②当該部門の従事期間が△年以上</p> <p>【注:業務内容に応じ適宜設定するものとする。】</p>
		地域精進度	<p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無(照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>平成〇〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①〇〇管内における業務実績あり。</p> <p>②〇〇管内における業務実績あり。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加算しない。</p> <p>【注:地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】</p> <p>○ 【注:「〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p> <p>【注:「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】</p>
		専任性	<p>専任性 手持ち業務金額及び件数</p> <p>下記の項目に該当する場合は指名しない。</p> <p>・公示日現在【注:公示日。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】手持ち業務の契約金額が4億以上又は、手持ち業務の件数が10件以上。ただし、平成〇〇年〇月〇日現在【注:公示日。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円以上から2億円以上に、件数を10件以上から5件以上に読み替える。</p> <p>(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む)なお、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含む。)</p>
実績・表彰	業務執行技術力	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 7.9点以上</p> <p>② 7.8点以上7.9点未満</p> <p>③ 7.7点以上7.8点未満</p> <p>④ 7.6点以上7.7点未満</p> <p>⑤ 7.5点以上7.6点未満</p> <p>⑥ 7.4点以上7.5点未満</p> <p>⑦ 7.3点以上7.4点未満</p> <p>⑧ 7.2点以上7.3点未満</p> <p>⑨ 7.1点以上7.2点未満</p> <p>⑩ 7.0点以上7.1点未満</p> <p>⑪ 6.0点以上7.0点未満</p> <p>⑫ 6.0点未満</p> <p>○</p> <p>なお、平成〇〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評価通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加算しない。</p> <p>【注:「〇年度以降」は過去2年間を基本とする。】</p> <p>【注:対象年は、毎年4月1日に変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>	
	業務執行技術力	<p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無(照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>九州地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、過去4年間における優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>ただし照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>【注:全国的に運用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」と記載】の局長表彰の実績有り。</p> <p>①過去4カ年(平成22～25年度完了業務)の「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」の局長表彰の実績有り。</p> <p>②過去4カ年(平成22～25年度完了業務)の「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」の事務所長表彰の実績有り。</p> <p>③過去4カ年(平成22～25年度完了業務)の九州地方整備局以外の発注業務「河川【注:本業務の業務分野(河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ)を記載】」の局長・事務所長表彰の実績有り。</p> <p>【注:表彰対象を、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)」とした場合に設定。】</p> <p>・平成22～25年度地盤工学会表彰有り</p> <p>・平成22～25年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰(西部支部技術賞)有り</p> <p>④平成22～25年度土木学会西部支部表彰(西部支部奨励賞)有り。</p> <p>【注:22～25年度は、H27.8.1以降公示案件は23～26年度】</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加算しない。</p> <p>記載する業務は1件とする。</p> <p>業務実績で記載した同種又は類似業務との重複は可能である。</p>	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合は指名しない。</p> <p>・再委託の内容が、主たる部分の場合。</p> <p>・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合</p> <p>1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一)分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>2)代表者以外の者が管理技術者を配置している場合。</p> <p>3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。</p> <p>4)各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合に、当該分担業務を実施。</p> <p>【注:設計図書に照査技術者を定めぬ場合は、4)を削除する。】</p>	

○:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点 (判断基準)

総合評価落札方式 (入札段階での技術審査・評価) 技術者評価重視型の場合		【予定技術者の経験及び能力】	
評価項目	評価の着眼点	判断基準	
		予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	業務執行技術力	<p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成〇〇年度以降に同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ②平成〇〇年度以前に類似業務の実績がある。 なお、上記以外の場合は指名しない。 【注：担当技術者の評価については、「指名しない」→「加点しない」とする。】 【注：対象年は、毎年4月1日を変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
		専門技術力	<p>当該部門の従事期間</p> <p>下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が〇年以上 ②当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じ適宜設定するものとする。】</p>
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	情報収集力	<p>地域精進度</p> <p>過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>平成〇〇年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ①〇〇管内における業務実績あり。 ②〇〇管内における業務実績あり。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 【注：地域特性、業務特性などを踏まえ、地域特性の精進度が業務成果の品質向上に寄与する場合に設定する。】 【注：「〇〇年度以降」は過去10年間を基本とする。】 【注：対象年は、毎年4月1日を変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】 【注：「九州地方整備局管内」、「〇〇県内」、「〇〇事務所管内」を適宜設定するものとする。】</p>
		専任性	<p>専任性</p> <p>手持ち業務金額及び件数</p> <p>下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ②全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は、手持ち業務の件数が10件以上の場合に指名しない。 ただし、公示日現在【注：公示日。ただし、年度末に公示を行い、次年度4月1日以降契約を行う業務については、公示日以外の「平成〇〇年4月1日現在」と記載】での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、上記①～③を下記のとおり読み替える。 ①契約金額を0.5億円未満かつ契約件数が2件未満。 ②契約金額を0.5億円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満。または、契約金額を2億円未満かつ契約件数が2件以上5件未満。 ③契約金額を2億円以上又は、契約件数が5件以上。 【注：③の担当技術者の評価については、「指名しない」→「加点しない」とする。】</p>
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	C P D	<p>C P Dの取得状況について以下の順位で評価する。 ① 継続教育 (C P D) の証明有り なお、上記に該当しない場合は、加点しない。 【注：単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること。】 【注：単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。】</p>
		業務執行技術力	<p>過去4年間に担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く) の平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 7.9点以上 ② 7.8点以上7.9点未満 ③ 7.7点以上7.8点未満 ④ 7.6点以上7.7点未満 ⑤ 7.5点以上7.6点未満 ⑥ 7.4点以上7.5点未満 ⑦ 7.3点以上7.4点未満 ⑧ 7.2点以上7.3点未満 ⑨ 7.1点以上7.2点未満 ⑩ 7.0点以上7.1点未満 ⑪ 6.0点以上7.0点未満 ⑫ 6.0点未満</p> <p>なお、平成〇〇年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く) の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。 【注：「〇〇年度以降」は過去2年間を基本とする。】 【注：対象年は、毎年4月1日を変更する。(4月1日以降公示業務から切り替え)】</p>
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等 管理技術者・(担当技術者)・(照査技術者)	業務執行技術力	<p>過去4年間の業務の技術者表彰の有無 (照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>九州地方整備局発注業務 (港湾空港関係を除く) で、過去4年間における優秀技術者表彰、優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ただし照査技術者として従事した業務は除く。 【注：全国的に適用する基準や計画策定、システム等に関する業務について、「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く)」と記載】 ①過去4年間 (平成22～25年度完了業務) の「河川【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】」の局長表彰の実績有り。 ②過去4年間 (平成22～25年度完了業務) の「河川【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】」の事務長表彰の実績有り。 ③過去4年間 (平成22～25年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務「河川【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】」の局長表彰の実績有り。 ④過去4年間 (平成22～25年度完了業務) の九州地方整備局以外の発注業務「河川【注：本業務の業務分野 (河川、道路、公園、機械、電気通信のいずれか1つ) を記載】」の事務長表彰の実績有り。 【注：表彰対象を「国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務 (港湾空港関係を除く)」とした場合に設定。】 ・平成22～25年度地盤工学会表彰有り ・平成22～25年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰 (西部支部技術賞) 有り ⑤平成22～25年度土木学会西部支部表彰 (西部支部奨励賞) 有り。 【注：22～25年度は、昭7.8.1以降公示案件は23～26年度】 なお、上記に該当しない場合は加点しない。 記載する業務は1件とする。 業務実績で記載した同種又は類似業務との重複は可能である。</p>

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(表7-2) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術審査・評価) **技術者評価重視型の場合** 【実施方針】

評価項目	評価の着眼点	
		判断基準
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。
	実施手順	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合に優位に評価する。
	照査における具体の手法・工夫等	○ 業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。
	その他	◎ 有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。ただし、別途費用が必要となる場合は提案として認めず、かつ評価しない。
○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があり、優れている場合には評価する。		
技術提案書提出者(企業)の指名停止等の措置状況	◎ 事故及び不誠実な行為	下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。なお、設計共同体の場合は、構成員の何れかが下記期間に公示日が含まれる場合は、評価を減ずる。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間(※1)」を加えた期間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「指名停止」の期間 ②書面による警告・注意 ・九州地方整備局による「書面による警告・注意【厳重注意】」の通知日を含む1ヶ月間 ・九州7県(※2)の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間 ※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする ※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。 注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

※ 標準型のみ設定

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

(3) 具体的な配点設定

配点設定は、「5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について（以下「配点の考え方」という）」のウェイトバランスに基づくこととする。

なお、「指名段階での技術評価」及び「入札段階での技術評価」について100点満点を基本とする。

各評価項目の評価については、3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合は5段階評価等を用いる。

以下に段階評価別の配点例を示す。

ケース		配点					
		100%	80%	60%	40%	20%	0%
2段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5					0
	ケース2(10点満点のケース)	10					0
3段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3			0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6			0
4段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5		3		1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10		6		2	0
5段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2		0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4		0
6段階評価の例	ケース1(5点満点のケース)	5	4	3	2	1	0
	ケース2(10点満点のケース)	10	8	6	4	2	0

※なお、技術者評価重視型における業務成績評価（配点ウェイト）は、下表を適用とする。

点数帯	配点ウェイト (対満点比)
79点以上	1
78点以上～79点未満	0.95
77点以上～78点未満	0.90
76点以上～77点未満	0.85
75点以上～76点未満	0.70
74点以上～75点未満	0.55
73点以上～74点未満	0.35
72点以上～73点未満	0.20
71点以上～72点未満	0.10
70点以上～71点未満	0.05
60点以上～70点未満	0
60点未満	欠格

(4) 特に留意する事項

以下の事項について十分留意し、要件設定と審査を適切に実施する。

1) 地域要件の設定について

地域要件（企業の所在地）について、業務特性を踏まえ効率的かつ十分な成果が得られるとともに競争性が確保される場合に、参加資格要件として設定を可能とする。

地域貢献度は、業務特性を踏まえ指名段階での評価項目として設定を可能とする。また、地域精通度については、業務特性を踏まえ指名段階又は入札段階での評価項目として設定を可能とする。

なお、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用する。

2) 技術者の資格に関する要件

技術者の資格の設定にあたっては下記のとおりとする。

①国土交通省登録技術者資格について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）の「資格が対象とする区分」を確認し、以下の中から、当該業務に該当するものを適用するものとする。

- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当する資格の記載がない場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者に係る資格のみ記載がある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として担当技術者に係る資格のみ記載のある場合
- ・当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野-業務」に該当があり、かつ、「知識・技術を求める者」として管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載のある場合

登録の有無については、下記に示す本省HPより確認すること。

参照URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>

3) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

4) ヒアリングの省略

総合評価落札方式（簡易型及び標準型）での、ヒアリングは省略可とする。

ただし、業務内容によって、ヒアリングを実施することを妨げるものではない。

なお、評価にあたっては、ヒアリング実施の場合と同様、3名による評価とする。

5) CPD（継続教育）の評価について

各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限の過去1年以内のものを評価する。

推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

なお、単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 50単位/年 とした場合（なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。）

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取得単位	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4		2	6	推奨単位:50単位/年の場合
証明日3月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	☆	6	6	46単位 ⇒評価しない
証明日4月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	4	☆	6	6	50単位 ⇒評価する
証明日1月	6		2	6	4	8	4		2	6	8	☆	4	6	6	50単位 ⇒評価する

技術資料提出期限の過去1年

☆：証明書取得月

※インターネットでの検索結果の写しは評価しない。あくまで各団体が発行する単位取得証明書のみでしか評価しないので、留意すること。

6) 品質確保基準価格の導入

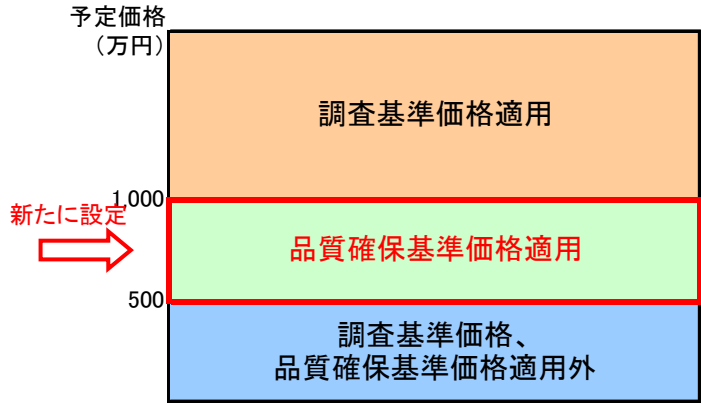
土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を新たに設定。詳細は入札説明書による。

7) 技術者評価重視型

ヒアリングについては、必須とする。実施方法 7.(4)3) ヒアリングにより実施ものとする。

品質確保基準価格の導入

予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行を実施。
予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。



品質確保基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策
(基本、調査基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策と同様の内容)

- ・業務中の監督強化(測量、地質調査)
- ・履行中の監督強化(土木関係コンサル)
- ・第三者照査の義務付け(土木関係コンサル)

8. 履行確認型総合評価落札方式について

(1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、入札説明書等に記載された業務内容に加え入札者が行った技術提案について、履行の確実性を確認・審査するものである。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨について手続き開始の公示及び入札説明書において明記する。

(2) 履行確実性の審査と評価

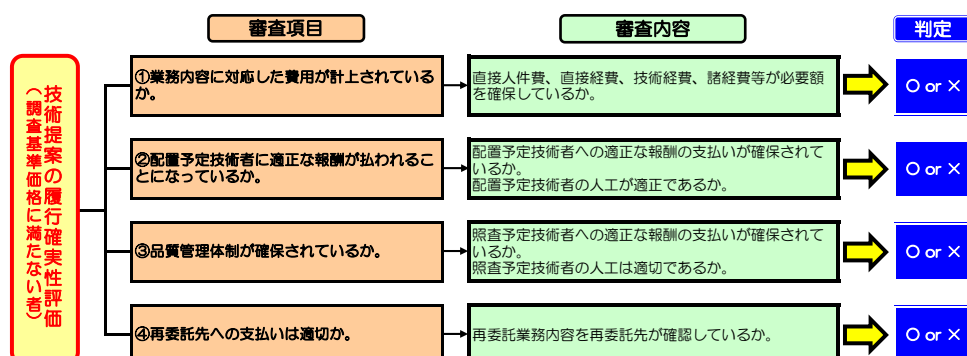
予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格（※ 1）に満たない額で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

なお、申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格以上の入札参加者は、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性を「1.0」として評価する。

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない額で入札した者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図 8-1) の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表 8-1) の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与する。

※ 1 「品質確保基準価格」とは、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格

(図 8-1)



(表 8 - 1)

「〇」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8 - 2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8 - 2)

様式番号	名 称	調査基準価格に満たない入札参加者	
		履行確実性評価	低入札価格調査
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2 - 1	一般管理費等内訳書	◎	—
様式 3	当該契約の履行体制	○	○
様式 4	手持の建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4 - 1	手持ち業務の人工(当該業務も含む)	◎	—
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5 - 1	直接人件費内訳書	◎	—
様式 6	手持機械等の状況(※測量・地質調査業務に限る)	○ (※)	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
様式 8	第三者照査に伴う見積書	◎	—
様式 9	第三者照査を実施する技術者の経歴等	◎	—

【凡例】

○ 低入札価格調査で用いる様式

◎ 「履行確実性」の評価において上記に追加して求める様式

(4) 技術評価点の算出

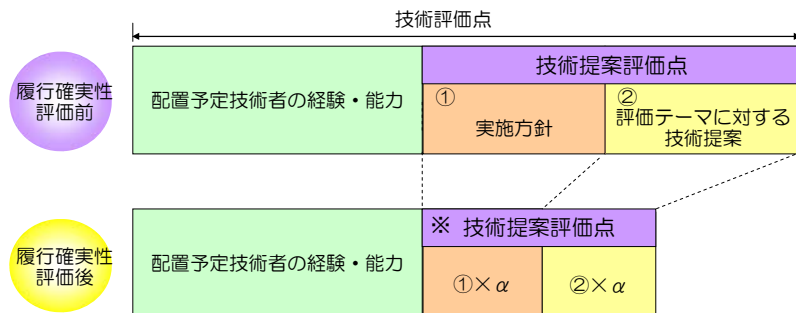
履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\text{「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力} \times 1) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点} \times 2) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$

※ 1 「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※ 2 「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

～算出イメージ図～



9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合が

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

3) 価格評価点の算出方式

価格評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

（算出例）価格評価点：技術評価点の配点割合1：2、

入札価格9,500,000円、予定価格11,000,000円のケース

・価格評価点＝30点×（1－9,500,000／11,000,000）

＝4.0909点

4) 技術評価点の算出方法

①技術評価点は下記の計算式により算出し、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

（算出例）技術評価の得点合計68.75点、技術評価の配点合計100点のケース

・技術評価点＝60点×（68.75／100）

＝41.2500点

②履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点(※2)}}{\text{技術評価の配点合計点(※1)}}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

履行体制確認型の

技術評価の得点合計 = (配置予定技術者の経験・能力に係る得点)
+ (技術提案評価点に係る得点) × (履行確
実性度)

(算出例) 配置予定技術者の経験・能力が25点、実施方針が23
点、評価テーマが32点、履行確実性度が0.5、技術評価
の配点合計100点のケース

- ・ 技術提案評価点に係る得点 = 23点 + 32点 = 55点
- ・ 技術評価の配点合計 = 25点 + (55点 × 0.5)
= 52.5点
- ・ 技術評価点 = 60点 × (52.50 / 100)
= 31.5000点

10. その他の留意事項

(1) 評価内容の担保について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容の履行について、契約条件に反映するなど適切に担保する。

1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

2) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書及び業務計画書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容の履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置として、当該技術提案内容を契約書に記載するとともに、発注者と落札者の責任の分担とその内容を業務計画書に明らかにするものとする。

技術提案書の契約書への記載にあたっては、あらかじめ受発注者間で不採用項目等がないか確認し、採用された提案のみを契約書に記載するものとする。

②評価内容の担保

契約書に記載された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うものとする。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから手続きの透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価技術委員会（小委員会）を設置し審議を行うこと。

1) 第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会（小委員会）の審議に諮る。

2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることを鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意する。

また、総合評価技術委員会（小委員会）の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

(3) 情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- ① 特定した業者名
- ② 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「特定テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

2) 総合評価落札方式（標準型、技術者評価重視型及び簡易型）

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 落札した業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の価格評価点
- ④ 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」

「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」「履行確実性度（※）」の5項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く4項目）それぞれの小計及び合計点を公表。（※）履行体制確認型総合評価落札方式の場合のみ

⑤各業者の評価値

〔参考〕同種・類似業務の取扱事例について

・同種類業務の基本的な考え方について

1. 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
2. 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
3. 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付することができるものとする。
4. 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。
(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
5. 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。
6. 下表は、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ目安として活用するものとする。

【河川事業】

	実績として評価する業務	発注対象業務																								
		河川計画	治水経済調査	環境管理基本計画	環境調査・分析(高度)	自然再生計画検討	環境アセスメント	河川水辺の国勢調査	河川景観設計	洪水予測システム検討	氾濫解析	危機管理検討(演習)	特殊構造物 予備・詳細設計(樋門・樋管・排水機場等以外)	河川構造物 予備設計(樋門・樋管・排水機場等)	河川構造物 予備設計(標準積算基準対象施設以外)	河川構造物 予備設計(樋門・樋管・排水機場等)	河川構造物 詳細設計(樋門・樋管・排水機場等)	堤防・護岸設計	施設健全度調査	耐震調査	施設点検調査	水文データ照査検討	水文・水質観測	河川台帳作成		
河川計画	河川整備基本方針・河川整備計画・河道計画検討	◎	●	○																						
	事業評価	◎	◎	●						○																
	治水経済調査	◎	◎	◎						○																
環境調査	環境管理基本計画	◎		◎	◎	◎	○	○	○																	
	環境調査・分析(高度)	◎		◎	◎	◎	○	○																		
	自然再生計画検討	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																		
	環境アセスメント	◎	◎	◎	◎	◎	○	○																		
	河川水辺の国勢調査			◎	◎	◎	●	◎																		
景観	河川景観設計			◎	◎	◎	◎	◎																		
洪水予測	洪水予測システム検討	◎							◎	○																
	氾濫解析	◎							◎	◎																
防災	危機管理検討(演習)									◎																
構造物設計	特殊構造物 予備・詳細設計(樋門・樋管・排水機場等以外)									◎	◎	◎	◎	◎	○											
	河川構造物 予備設計(樋門・樋管・排水機場等)									◎	◎	◎	◎	◎	●											
	河川構造物 予備設計(標準積算基準対象施設以外)									◎	◎	◎	◎	◎	●											
	河川構造物 予備設計(樋門・樋管・排水機場等)									◎	◎	◎	◎	◎	●											
	河川構造物 詳細設計(樋門・樋管・排水機場等)									◎	◎	◎	◎	◎	●											
	堤防・護岸設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎											
施設調査	施設健全度調査									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	耐震調査									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	施設点検調査									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水文	水文データ照査検討																						◎	◎		
	水文・水質観測																						◎	◎		
台帳作成	河川台帳作成																								◎	

◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価
 ●: 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価
 ○: 類似業務として評価

【地質調査】

		調査										計測		検討			解析											
		地盤・環境関連企画調査	トンネル変状調査	地表地質踏査及び資料収集	トンネル水文・水質観測調査	地盤環境(土壌・地下水等)調査	軟弱地盤特殊土質試験	地質調査(予備・詳細設計用・一般)	動的土質試験	ボーリング調査(一般)	土質試験・検層(一般)	物理(弾性波等)探査	施工時計測管理(高盛土・トンネル等)	高盛土計器設置及び観測	地すべり計器設置及び観測	液化判定(解析含む)	軟弱地盤安定・沈下概略検討	軟弱地盤対策検討	地すべり対策工検討設計	動的応答解析	地質総合解析	ダム地質解析	トンネル湧水影響調査・解析	トンネル応力変形解析	地盤環境調査解析	浸透流解析	地すべり機構解析	広域地下水流動調査・解析
実績として評価する業務																												
発注対象業務																												
調査	地盤・環境関連企画調査	◎	○	○	○	○																		●				
	トンネル変状調査	○	◎	○	○	○																	●	●				
	地表地質踏査及び資料収集	○	○	◎	○	○															○	○						
	トンネル水文・水質観測調査	○	○	○	◎	◎																	●	●	●	●		●
	地盤環境(土壌・地下水等)調査	○	○	○	◎	◎																	●	●	●	●		●
	軟弱地盤特殊土質試験						◎	●	◎	●	●	○				◎												
	地質調査(予備・詳細設計用・一般)						●	◎	●	◎	●	○				●												
	動的土質試験						◎	●	◎	●	●	○				◎												
	ボーリング調査(一般)						●	◎	●	◎	●	○				●												
	土質試験・検層(一般)						◎	●	◎	●	◎	◎				◎												
物理(弾性波等)探査						○	○	○	○	◎	◎				○													
計測	施工時計測管理(高盛土・トンネル等)											◎	◎	◎														
	高盛土計器設置及び観測											◎	◎	◎														
	地すべり計器設置及び観測											◎	◎	◎														
検討	液化判定(解析含む)						◎	●	◎	●	●	○			◎													
	軟弱地盤安定・沈下概略検討															◎	◎	◎				○						
	軟弱地盤対策検討															◎	◎	◎				○						
	地すべり対策工検討設計															◎	◎	◎										○
解析	動的応答解析																			◎	○	○	○	●	○	○	○	○
	地質総合解析															○	○				○	◎	●	○	○	○	○	○
	ダム地質解析																				○	●	◎	○	○	○	○	○
	トンネル湧水影響調査・解析		●		●	●															○	○	○	◎	○	○	●	○
	トンネル応力変形解析		●		●																●	○	○	○	◎	○	○	○
	地盤環境調査解析	●			●	●										○	○				○	○	○	○	◎	○	○	○
	浸透流解析				●	●															○	○	○	●	○	○	◎	○
	地すべり機構解析																			○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	広域地下水流動調査・解析				●	●															○	○	○	●	○	○	●	○

平成21年 5月29日 公表

平成21年 7月15日 改訂

平成21年 9月 1日 改訂

平成21年10月19日 改訂

平成22年 4月 1日 改訂

平成22年 6月 1日 改訂

平成22年 8月 9日 改訂

平成22年11月15日 改訂

平成23年 4月 1日 改訂

平成23年11月 2日 改訂

平成24年 4月 2日 改訂

平成25年 4月 1日 改訂

平成26年 4月 1日 改訂

平成26年 5月19日 改訂

平成27年 5月 1日 改訂